

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月2日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	米国バランスファンド（毎月決算型）Aコース（為替 ヘッジあり） 米国バランスファンド（毎月決算型）Bコース（為替 ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	米国バランスファンド（毎月決算型）Aコース（為替 ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 米国バランスファンド（毎月決算型）Bコース（為替 ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（信託終了）に伴う所要の変更等を行うため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2021年1月20日から2021年7月16日まで^{（注）}

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2021年3月2日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

2021年1月20日から2021年3月2日まで

（12）【その他】

<訂正前>

（略）

繰上償還（信託終了）の予定について

各ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

各ファンドは2015年4月27日に設定し、主として米国の公社債、株式および不動産投資信託証券に関連する上場投資信託証券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2020年9月末時点の受益権口数が「Aコース」が約2.9億口、「Bコース」が約2.7億口とそれぞれ信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2. 繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	2021年1月21日
書面による議決権の行使期限	2021年2月17日まで
書面決議の日（繰上償還（信託終了）の可否が決定される日）	2021年2月18日
繰上償還（信託終了）予定日	2021年3月12日

3. 書面による決議（書面決議）について

- ・書面による議決権の行使については、2021年1月21日現在の受益者の皆さまを対象としております。2021年1月22日以降に取得された受益権口数（2021年1月20日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

書面決議の結果は、2021年2月18日（書面決議の日）以降、委託会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

< 訂正後 >

（略）

繰上償還（信託終了）について

各ファンドにつきましては、2021年1月21日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2021年2月17日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2021年1月21日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2021年3月12日に繰上償還（信託終了）を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2015年4月27日から2025年4月18日までとします。(注)

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(注) 繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2021年3月12日までとなります。

<訂正後>

2015年4月27日から2021年3月12日までとします。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社山形銀行(1)	12,008	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社大垣共立銀行(1)	46,773	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑邦銀行(2)	8,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福島銀行(2)	18,682	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福邦銀行	7,300	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第三銀行(1)	37,461	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行(1)	17,810	日本において銀行業務を営んでおります。
第一勧業信用組合	(3) 14,132	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
OKB証券株式会社(1)	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社(1)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注)資本金の額は2020年3月末日現在

(1)新規の取得のお申込みの取扱いを行っておりません。

(2) < Aコース > の取扱いはありません。

(3) 出資の総額

<訂正後>

(略)

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社山形銀行(1)	12,008	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社大垣共立銀行(1)	46,773	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社三重銀行(1)	15,295	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑邦銀行(2)	8,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福島銀行(2)	18,682	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福邦銀行	7,300	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第三銀行(1)	37,461	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行(1)	17,810	日本において銀行業務を営んでおります。

第一勧業信用組合	(3) 14,132	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
OKB証券株式会社(1)	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村証券株式会社(1)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

- (1) 新規の取得のお申込みの取扱いを行っていません。
- (2) < Aコース > の取扱いはありません。
- (3) 出資の総額